

教務に関するきまり

1 評価及び評定

- (1) 教科・科目の学習成績の評価は、生徒の資質・能力の程度を多角的に観察して、平素の学習並びにその効果を判断するとともに、以後の指導の指標にするために学期末ごとに行う。
- (2) 評価は平素の学習状況（学習態度・小テスト・レポート・実験実習状況等）・実技・定期考査の資料を基にして行う。
- (3) 学習成績の評定は、各学期の成績を総合して学年末に行う。
- (4) 観点別学習状況の評価結果については次のとおりとする。

評価	結果
A	「十分満足できる」状況と判断されるもの
B	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
C	「努力を要する」状況と判断されるもの

- (5) 評価・評定は5・4・3・2・1で表し、その内容を次のように定める。

評価・評定	目標達成度
5	「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるもの
4	「十分満足できる」状況と判断されるもの
3	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの
2	「努力を要する」状況と判断されるもの
1	「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるもの（単位不認定）

2 履修及び単位修得の認定

- (1) 生徒は本校所定の教育課程に定められた各教科・科目等及び特別活動を履修するものとする。
- (2) 各教科・科目等の単位修得の認定は、次の要件を満たした場合とする。
 - ① 当該教科・科目等の学年末における学習成績の評定が、5段階評定による「2」以上であること。
 - ② 当該教科・科目等の出席時数が、授業時数の80%以上であること。
- (3) 当該教科・科目等の出席時数が、(2)の②を満たさない場合、欠席理由が傷病、災害その他やむを得ない特別の事情等であれば特別の審議を経て単位修得を認定することができる。
- (4) 各教科・科目等の出席時数が、(2)の②または(3)に該当している者で、評定「1」の者については、「5 追認考査及び出席時数の補充」の規定により単位修得の追認ができる。

3 進級及び卒業

- (1) 当該学年の履修した教科・科目等の単位を原則としてすべて修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められた者について、職員会議を経て校長が進級を認定する。
- (2) 履修した教科・科目等の単位を原則としてすべて修得し、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められた者について、職員会議を経て校長が卒業を認定する。
- (3) 進級及び卒業を認められない者は原級留置とし、当該年度のすべての教科・科目等を履修しなければならない。ただし、休学解除の者・その他特別の事情がある者は、単位の履修・修得について考慮することがある。

4 考 査

- (1) 定期考査は次の時期に一斉に行う。

〈前期〉	中間考査	6月
	期末考査	9月
〈後期〉	中間考査	11月
	学年末考査	1月（3年）
		2月（1・2年）
- (2) 考査時間割は、実施1週間前に発表する。
- (3) 下記の①から④に規定された正当な理由により定期考査を受験できなかった者は、担任を通じて「考査不受験報告書」を提出し、追考査を受験することができる。
 - ① 出席停止・忌引の場合
 - ② 公欠の場合
 - ③ 病欠の場合（ただし、保護者からの事前連絡があり、通院等の証明のできるものが必要）
 - ④ その他、特に校長が認めた場合
- (4) 不正行為又はこれに準ずる行為をした場合は、受験を打ち切り当該科目以降は受験できない。
- (5) 不正行為の科目及びそれ以降の科目の素点は0点とする。なお、同一年度内に不正行為を再度行った者は、その当該考査時の全科目の素点は0点とする。

5 追認考査及び出席時数の補充

- (1) 学年末評定「1」の科目が3科目以内の者は、職員会議を経て、追認考査を受けることができる。
- (2) 追認考査は当該年度内に行う。
- (3) 追認考査によって認定された科目の評定は「2」とする。
- (4) 「2 履修及び単位修得の認定」の（3）に該当する者は、不足時数を補充する。

6 出欠席の取扱い

- (1) 授業開始後、遅れて入室した者は遅刻とする。
- (2) 授業開始後、途中で退室した者は早退とする。
- (3) 授業時間の50%を超えて不在の者は欠席扱いとする。
- (4) 次の各項に該当する欠席は「出席停止・忌引等の日数」として扱い、当該日数を授業日数から差し引く。ただし、教科・科目等は欠課扱いとする。
 - ① 出席停止
 - ア 学校保健法に定める伝染病による出席停止の欠席
 - イ 非常災害等の理由で校長が認めた場合の欠席
 - ウ 転出入時の旅行に要した欠席
 - ② 忌引・法要
 - ア 父母7日以内
 - イ 祖父母・兄弟姉妹3日以内
 - ウ 伯叔父母1日以内
 - エ その他同居の親族1日以内
 - オ 父母の法要1日以内なお、これらに要する旅行期間を加算する。
- (5) 次の場合は公欠とし、HRは出席扱い、教科は欠課扱いとする。
 - ① 高体連・高文連・高野連等の行事及びそれに準ずる行事への参加
 - ② 進学・就職のための受験（ただし、受験日とそれに要する旅行日）
 - ③ 教育的価値があると認められる行事への参加
 - ④ その他校長が認めた場合

7 休学及び休学解除

- (1) 病気その他やむを得ない理由で長期欠席が予想される時は、休学を願い出ることができる。
 - ① 休学願は病気の場合は医師の診断書、その他の理由による場合はその理由書を添えて、HR担任を経て校長に提出し許可を得なければならない。
 - ② 休学期間は1年以内とし、更新は年度ごとに行う。
- (2) 休学解除は休学解除願と診断書又は理由書を添えて校長に提出する。休学解除が認められた場合、期間が3か月以内であればその期間の授業料を納入し、3か月以上であれば免除される。（休学解除された者の出校は、休学時の相当学年とする。）

8 留 学

- (1) 留学許可の対象となる学校は、外国における正規の後期中等教育機関とする。
- (2) 留学期間は原則として3か月以上1年程度とし、それを超える場合は生徒及び保護者と十分に協議する。
- (3) 留学を希望する者は、HR担任を経て校長に次の書類を提出し、許可を受けるものとする。
 - ① 留学願
 - ② 留学先の高等学校の入学許可を示すもの
 - ③ 留学先の高等学校の規模・授業内容等がわかるもの
 - ④ 上記②・③の書類が整わないときには、派遣団体が発行する上記に準ずるもの
- (4) 留学を終了した生徒は、次の書類を添えて校長に提出しなければならない。
 - ① 留学終了報告書
 - ② 留学先の高等学校に在学したことを証明するもの
 - ③ 留学先の高等学校が発行した教科単位修得証明書・成績証明書
- (5) 単位の認定については、留学が終了した時点で(3)の書類に基づいて校長が判断し、30単位以内でその修得を認定する。ただし、進級又は卒業するために十分でない場合には、留学が終了しても進級又は卒業が認められない場合もある。
- (6) 前項の単位認定については、本校の履修科目、評価の形態及び単位数などと異なっても、校長の判断で認定できるものとする。
- (7) 各学年の課程の修了又は卒業の認定については次の時点とする。
 - ① 1・2学年については、留学終了時に(5)及び(6)に基づいて、それぞれの課程の修了を認定し、進級させる。
 - ② 最終学年において留学し、その学年の3月31日を超えて留学が終了した場合は、(5)及び(6)に基づいてその時点で卒業を認定する。
- (8) 休学による外国の高等学校での学習は(2)の規定にかかわらず、生徒は校長の許可を得て、休学し外国で学習できる。ただし、この場合、外国で学習した結果に基づく単位の認定はしない。当該休学期間は在学期間に算入しないものとする。

北海道八雲高等学校 生徒心得

この心得は学校生活を支える基本となるものである。熟読して本校生徒としての自覚を深め、明朗で実りある学校生活を送るように努めよう。

1 日常の行動について

- (1) 本校生徒として、その品位を損なうような行動は厳に慎むこと。
- (2) 飲酒・喫煙等は、絶対にしないこと。酒類、煙草、ライター、シンナー等の所持も特別指導の対象となる。
- (3) 遊技場、その他風俗営業等の店には出入りしないこと。
- (4) 夜間外出する場合は、22時までに帰宅すること。
- (5) その他学校の規則に反する行為はしないこと。

2 公共物の使用・取扱いについて

- (1) 公共物は大切に扱い、破損・紛失した場合は、ただちに関係教師に報告すること。
- (2) 休日等に、校舎その他を使用する際はあらかじめ、関係の教師に申し出ること。

3 出版物・掲示物について

- (1) 生徒が刊行物を発行・配布する場合には、内容や発行責任者名を事前に関係の教師に届け出、承認を得ること。
- (2) 生徒が掲示する場合には、関係の教師の承認と指導を受けて行うこと。
- (3) 掲示物は丁寧に扱い、無断でこれを抹消削除したり、落書きしたりしないこと。

4 集会について

- (1) 諸種の会合を計画する場合には、集会の責任者は所定の集会届を提出してその許可を得ること。
- (2) 集会についての掲示を必要とする際は、規則に従って行うこと。

5 届出について

(1) 欠席・遅刻・早退

- ア 欠席・遅刻する場合には、保護者から事前にホームルーム担任に連絡してもらうこと。
- イ 早退する場合は、職員室で早退届にその理由を記入し、事前にホームルーム担任の許可を得てから、教科担任に申し出て下校すること。
- ウ 遅刻した場合は、職員室で遅刻届により許可を得てから、入室すること。
- エ 病気により、1週間以上連続して欠席する場合は、医師の診断書を担任に提出すること。

(2) 証明書等の交付

- ア 次の各証明書の交付は、事務室で所定の用紙に必要事項を記入して願い出ること。
 - (ア) 在学証明書
 - (イ) 通学証明書
- イ 次の各証明書等の交付は、ホームルーム担任を通じ、所定の用紙に必要事項を記入して願い出ること。
 - (ア) 卒業見込証明書
 - (イ) 成績証明書
 - (ウ) 学生割引証(旅行届)

(3) その他必要な届出・願

次の各届出は、所定の用紙に必要事項を記入して、事前に関係の教師に提出して許可を得ること。

- ア 集会参加届 イ 集会届 ウ 異装届 エ アルバイト届 オ 下宿届
カ 自転車通学届 キ その他必要な届出

6 服装について

服装は質素・清潔を旨とし、高校生としての面目を失わせるものであってはならない。

(1) 制服

男子-指定する黒色詰め襟学生服

女子-指定する濃紺セーラー服（スカートまたはスラックス）

（スカート丈は床上がり30cmから膝にかかるまでとする。）

ただし、夏季（文書で連絡）は、男子は指定する白色ワイシャツ、女子は指定する白色セーラー服を着用する。

(2) 指定の校章及び組章は、次のようにつけること。なお、不必要なバッジ等はつけないこと。

男子-学生服右襟に組章をつける。

女子-胸ポケットに組章をつける。校章の刺繍がない場合は、セーラー服右襟に校章バッジをつける。

(3) 防寒を目的としてオーバー、ジャンパー、マフラー等を着用する場合は、室内での着用及び派手な色彩のものは避けること。

(4) ストッキング及びタイツの色は黒色又は肌色とする。

(5) 髪型は、高校生らしいさっぱりとしたものにする。パーマ又はそれに類するもの、更に染髪・加工等はしないこと。

(6) 外靴と上靴ははっきり区別し、土足はしないこと。上靴は、指定のものとする。草履、サンダル、ハイヒール等を外靴として使用しないこと。

(7) 理由があって異装する場合は、所定の手続きをとり、許可を受けること。

(8) 休日及び休業中の登校には、制服及び本校指定のジャージ又は部活動指定のジャージとし、私服での登校は認めない。

7 アルバイトについて

アルバイトをする場合は、以下の条件を厳守して、必ず学校に届け出なければならない。

(1) 就労時間は21時までとし、22時までには、必ず帰宅していること。

(2) 危険を伴う職種や居酒屋等の酒類を主に提供する飲食店等には従事しないこと。

(3) 定期考査1週間前及び考査期間中（考査最終日を除く）は、アルバイトを中断し、学習に専念すること。

(4) 評価、仮評定、評定において「1」がないこと。

(5) 各定期考査の段階で欠時数が2割を超える科目が1つもないこと。

(6) 欠席、遅刻、早退が著しく多くない（成績会議で指導の対象にならない）こと。

(7) アルバイト届は、年度ごとに必ず提出すること。

(8) 年度中に別のアルバイトを行う場合は、改めて届けを提出すること。

〔留意事項〕

※上記の条件が守られない場合は、ただちにアルバイトを禁止することがある。

※1年生は安定した高校生活を確立するため、前期のアルバイトは原則として認めない。

交通安全について

1 自転車通学について

- (1) 自転車通学をする者は届出をし、整備不良が無いように点検を受け、所定のステッカー（¥100）を貼る。
- (2) 二人乗りやスマートフォンを使用しながらの運転など、交通違反は絶対にしない。
- (3) 冬期間は禁止する。

2 運転免許取得について

- (1) 全ての運転免許の取得及び運転を禁止する。
- (2) ただし普通自動車免許及び準中型自動車免許の取得に限り、3学年の後期以降において次の条件を満たした場合は許可する。
 - ア 仮評定で「1」がないこと。
 - イ 遅刻・早退が著しく多くない（成績会議で指導対象にならない）こと。
 - ウ 欠席・欠課時数については2割を超えないこと。
 - エ 諸納金等の滞納がないこと。

※具体的な運転免許取得にかかる注意事項の確認は、3学年を対象に夏休み明けにおこなう。

携帯電話・スマートフォンの使用について

携帯電話を利用して、SNSやインターネット上のウェブサイトの掲示板等に、特定の人の悪口や謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする「ネット上のいじめ」が問題視されています。「ネット上のいじめ」は、他のいじめと同様に決して許されるものではありません。悪ふざけやちょっとしたいたずらが相手を大きく傷つけ、時には犯罪になることさえあります。携帯電話・スマートフォンを所持する場合は、ネットの功罪をよく理解していただきたいと思います。

現在、携帯電話・スマートフォンの取り扱いについては次のようになっていますので、規則やマナーを守って使用してください。

- 携帯電話・スマートフォンの校内への持込は許可する。
- 登校から下校までは携帯電話・スマートフォンの電源を切り、使用しない。
- 緊急時は、職員室内の電話を使用する。また、保護者からは学校に連絡いただき、担任等を通じて生徒に伝える。
- 校外を含め、利用状況が悪いと判断した場合は持込を禁止することがある。
- 考査中に携帯電話を使用した場合は、不正行為とみなし特別指導の対象とする。
- 個人情報の掲載や画像の無断転用は、犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性があるので、絶対に行わない。
- インターネット上での誹謗中傷や、本人に無断で電話番号や写真等の個人情報を書くなどした場合には、特別指導の対象となることがある。

北海道八雲高等学校 委員会・部活動について

八雲高等学校生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は北海道八雲高等学校生徒会と称し、校長はわれわれ生徒に許可した権限の範囲内において生徒の自発的意志による生徒会結成を承認し、本会則に基づく一切の運営を本会に委任する。

第2条 本会は本校の全生徒をもって構成し、生徒の自治活動を規律化し、高度の社会性を養うとともにわれわれの福祉をはかり、もって校風の刷新向上と学校興隆に寄与することを目的とする。

第2章 権限・義務

第3条 本会の自治活動は、校長の助言を受け、第2条の目的を達成するための権限と義務を有する。

第3章 組織

第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の機関をおく。

- | | | |
|-------------|-----------------|-----------|
| (1) 生徒総会 | (2) 評議委員会 | (3) 執行委員会 |
| (4) 実行委員会 | (5) 風紀委員会 | (6) 保健委員会 |
| (7) 図書委員会 | (8) 「さらんべ」編集委員会 | |
| (9) 選挙管理委員会 | (10) 監査委員会 | (11) HR |
| (12) 外局 | (13) 部 | |

第4章 会議

第5条 会議は校内公開とし、校内外の希望者も傍聴することができる。

第6条 会議はその構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第7条 決議は多数決とし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。ただし、規約に定められている特別決議の場合はこの限りではない。

第5章 生徒総会

第8条 生徒総会は本会の最高決議機関である。

第9条 生徒総会は全会員で構成し、議長には評議委員会の委員長と委員長の指名する者がこれにあたる。

第10条 生徒総会は次の事項を決定承認する。

- | | | |
|----------|------------------------|--------|
| (1) 年間行事 | (2) 予算 | (3) 決算 |
| (4) 規約 | (5) その他本会の目的達成に必要な重要事項 | |

- 第 11 条 生徒総会は定例と臨時の 2 種とし、生徒会長がこれを招集する。
- 第 12 条 臨時生徒総会は次の場合、生徒会長はこれを招集しなければならない。
- (1) 評議委員から要求のあった場合
 - (2) 全会員の 5 分の 1 以上の署名による要求のあった場合
 - (3) 生徒会長が必要と認めた場合
- 第 13 条 生徒総会は原則として開催の 3 日前に公示しなければならない。

第 6 章 評議委員会

- 第 14 条 評議委員会は生徒総会に次ぐ審議決議機関である。
- 第 15 条 評議委員会は次の者で構成する。
- (1) 評議委員
 - (2) 室長
 - (3) 執行委員（ただし、執行委員は審議権を有さない）
- 第 16 条 評議委員会は次の事項を審議および決議する。
- (1) 生徒総会の議題に関する事項
 - (2) 各機関の計画および要求等に関する事項
 - (3) 執行委員会の欠員補充に関する事項
 - (4) 生徒会規約に関する事項
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事項
- 第 17 条 評議委員会は評議委員の中から委員長 1 名を選出する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。
- 第 18 条 委員長は評議委員会を代表し、評議委員会の議長を務める。
- 第 19 条 評議委員会の招集は委員長が行う。ただし、特別な場合は生徒会長が行う。
- 第 20 条 評議委員会は次の場合委員長はこれを招集しなければならない。
- (1) 各機関から要求があった場合
 - (2) 評議委員長が必要と認めた場合
- 第 21 条 評議委員は、やむを得ない事情で評議委員会に出席できない場合、委員長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- 第 22 条 委員長の在籍する HR からは、委員長の他に 1 名の評議委員を選出することができる。

第 7 章 執行委員会

- 第 23 条 執行委員会は生徒会の執行機関である。
- 第 24 条 執行委員会は次の者で構成する。
- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 書記 2 名
 - (4) 会計 3 名
 - (5) 実行委員長
 - (6) 風紀委員長
 - (7) 保健委員長
- 第 25 条 会長・副会長・書記・会計は別に定める「選挙管理規定」に基づき選出する。
- 第 26 条 会長は生徒会を代表し、業務執行の中心となる。副会長は会長を助け、会長が事故あるときはこれに代わる。
- 第 27 条 書記は主として執行委員会および生徒総会の記録を担当する。
- 第 28 条 会計は主として生徒会の会計事務を担当する。

第 29 条 その他の執行委員は主としてそれぞれの分野における業務を執行する。

第 30 条 執行委員会は次の事項を執行する。

- (1) 生徒総会および評議委員会の決議事項
- (2) 予算案および決算報告書の作成
- (3) 生徒会行事の具体案作成
- (4) その他生徒会の目的達成に必要な事項

第 8 章 実行委員会

第 31 条 実行委員会は、生徒会行事を円滑にすることを目的として設置する。

第 32 条 実行委員会は実行委員で構成し、委員長 1 名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第 9 章 風紀委員会

第 33 条 風紀委員会は、生活規律の自主的改善を目的として設置する。

第 34 条 風紀委員会は風紀委員で構成し、委員長 1 名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第 10 章 保健委員会

第 35 条 保健委員会は、心身の健康増進と校内外の美化を図ることを目的として設置する。

第 36 条 保健委員会は保健委員で構成し、委員長 1 名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第 11 章 図書委員会

第 37 条 図書委員会は、図書館活動および文化活動を充実発展させることを目的として設置する。

第 38 条 図書委員会は図書委員で構成し、委員長 1 名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第 12 章 「さらんべ」編集委員会

第 39 条 「さらんべ」編集委員会は、生徒会誌「さらんべ」の編集・発行を目的として設置する。

第 40 条 「さらんべ」編集委員会は「さらんべ」編集委員で構成し、委員長 1 名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第 13 章 選挙管理委員会

第 41 条 選挙管理委員会は、生徒会における各種選挙を公正円滑に行うことを目的として設置する。

第42条 選挙管理委員会は選挙管理委員で構成し、委員長1名を互選する。なお、必要に応じて他の役職を設けることができる。

第43条 選挙管理委員会は別に定める「選挙管理規定」にしたがってその事務を担当する。

第14章 監査委員会

第44条 監査委員会は生徒会の諸活動（部・会計等）を監査する機関である。

第45条 監査委員会は評議委員会の指名する3名の生徒会員で構成し、委員長1名を互選する。

第46条 監査委員会は年度末あるいは中間の監査において重大な指摘事項を認めた場合、これを校内で公示することができる。

第15章 HR

第47条 HRは生徒会構成の基盤とし、HR担任の指導・助言により、生徒会に関する決議事項を実行し、また、評議委員会に提出する事項を協議する。

第48条 HRに次の委員をおく。

- | | | |
|-------------------|--------------|--------------|
| (1) 室長1名 | (2) 副室長1名 | (3) 評議委員1名 |
| (4) 会計1名 | (5) 選挙管理委員1名 | (6) 風紀委員1名 |
| (7) 図書委員1～2名 | (8) 保健委員2名 | (9) 実行委員2～5名 |
| (10) 「さらんべ」編集委員2名 | | |

第49条 室長はHRを代表し、評議委員会に出席しその決定事項をクラスに伝達する義務を有する。

第16章 外局

第50条 外局は同好者で構成し、次のものを設置する。

- | | | |
|---------|----------|---------|
| (1) 新聞局 | (2) 吹奏楽局 | (3) 図書局 |
|---------|----------|---------|

第51条 局長は局員の互選により就任する。活動については、部・同好会に準ずる。

第17章 部・同好会

第52条 部は体力向上や個性の伸長を図るとともに、共同の精神や責任感を養うこと等を目的として設置する。

第53条 部は性格により次の2部門に分ける。

- | | |
|--------|--------|
| (1) 運動 | (2) 文化 |
|--------|--------|

第54条 生徒会員は部に自由に加入、脱退することができるが、所属は運動・文化いずれかひとつとする。

第55条 部は互選により正副部長各1名を選出する。

第56条 部の新設・休部・廃部・同好会については別に定める「部・同好会細則」による。

第57条 部の遠征は職員会議の定める「生徒各種大会等出場規定」に基づく。

第58条 部が利益を目的とする会合を計画したり、校外から金銭の援助を受けようとし

たり、もしくは、与えようという申し出を受けたりした場合、部長は事前にその内容を明記して評議委員会に提出して承認を得なければならない。同時に顧問も同様に職員会議に諮り承認を求めなければならない。

第18章 会計

第59条 会計は校長および指導教師の監督の下に行う。

第60条 本会の経費は全会員の会費および寄付による。

第61条 本会員は会費として所定額を納めなければならない。

第62条 本会の予算配当は評議委員会で審議し、承認を得てから生徒総会に提案しなければならない。

第63条 本会の会費の増減については生徒総会で決定されなければならない。

第19章 任期

第64条 第25条に基づき選出される執行委員の任期は10月1日から翌年の9月30日までとする。

第65条 前条に該当しない委員の任期は原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

第66条 委員に欠員が生じた場合はただちに補充しなければならない。

生徒会選挙管理規定

第1章 総則

(規約の目的)

第1条 本規約は生徒会における各選挙を公正、且つ円滑に行うため制定する。

(本規約の適用範囲)

第2条 本規約は生徒会役員選挙に適用する。

第3条 本規約は生徒会規約に基づき選挙に関する事務一般を生徒会規約第13章第42条に定める選挙管理委員会が担当する。

第4条 生徒会規約第7章第25条に基づき選出する役員は次の通りとする。

生徒会規約第7章第24条に定める定員

第2章 選挙

第5条 生徒会役員選挙は次の通りとする。

1 信任投票の場合

会長、副会長、書記、会計…信任投票数が有効投票数の過半数の場合、当選とする。

2 立候補者定員過剰の場合

(1) 会長…総有効投票数のうち最多数の者を当選とする。但し、総有効投票数の半数以上の得票数がない場合は上位の二者によって決選投票を行い決定する。

(2) 副会長、書記、会計…副会長2名、書記2名、会計3名の上位者をもって当選とする。

第6条 選挙方法はすべて立候補制とし、その投票方法は選挙管理委員会が定員制により次のとおりとする。

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | (1) 無記名投票 | (2) 記名投票 |
| 2 | (1) 単記制投票 | (2) 連記制投票 |

第3章 告示と選挙期日

第7条 選挙は役員の任期満了前に行われなければならない。

第8条 選挙の期日は投票する1週間前に必要な事項と共に告示されなければならない。

第9条 補充選挙はこれを行うべき理由の生じた日から7日以内に行なわれなければならない。

第10条 補充選挙の告示は投票する5日以前に選挙する理由等必要な事項を告示しなければならない。

第4章 選挙及び被選挙権 責任者及び推薦者

第11条 本校生徒会員全員が選挙権および被選挙権を有する。但し、選挙管理委員は選挙権はあるが被選挙権はない。

第12条 選挙に立候補する者は委員会の定めた立候補届出書に責任者を1名記載し、委員会の定めた日までに提出しなければならない。推薦者の記載は立候補者の自由意志とする。

第13条 責任者は本校生徒会員であればその資格を有する。但し、選挙管理委員、立候補者を除く。

第14条 推薦者は選挙管理委員、立候補者、責任者を除いた本会員であればその資格を有する。

第5章 選挙運動および違反

第15条 選挙用の貼り紙は1人5枚以内とする。

第16条 前項の貼り紙は選挙管理委員会の定める所に貼るものとする。また、委員会印のないものは掲示できない。

第17条 立候補者および責任者、推薦者は委員の指示を得て立会演説を行うことができる。

第18条 次の行為をしたものはこれを違反とする。

- 1 特別の関係や地位を利用して選挙運動を行なったとき。
- 2 有権者又は選挙運動に対して金銭物品の供与をなしたとき。
- 3 選挙管理委員が指定した以外の文書、絵画、出版物を使用したとき。
- 4 有権者又は他の候補者、運動者に対して暴行もしくは威圧したとき。
- 5 その他選挙管理委員が違反と認めた行為をしたとき。

第19条 第18条に掲げた違反行為をした者は選挙に関するあらゆる権利を剥奪される。

第6章 投票および開票

第20条 選挙は投票によるものとする。

第21条 投票は各選挙とも1人1票とする。但し、投票用紙は委員会で定めたものを使用しなければならない。

第22条 投票監督として委員会の中より3名を委員長が選任しなければならない。

第23条 投票は当日各自に配布された管理委員会指定の投票用紙で行う。但し、不在投票は認めない。

第24条 開票は即日、委員が行う。但し、各候補者の責任者および執行委員が立ち会うものとする。また、校内開票とする。

第7章 無効投票

第25条 1 結果的にみて不真面目と思われる投票をした場合

2 誤字、脱字の場合

3 その他委員会が無効と認めた場合

第8章 再選挙

第26条 選挙過程および効力に対して異議ある場合、当選が告示されてから3日以内に候補者は生徒会にその旨を申し出て、執行委員会の承認があった場合、委員長に対して再選挙を要求することができる。

第27条 本規約に違反することのあった場合、選挙管理委員会で審議し、その選挙の一部または全部を無効とし、再選挙を行うことができる。

第9章 リコール制

第28条 生徒会規約第69条に基づき選挙権を有する会員の3分の1以上の連署をもって代表者から委員会に対して、執行委員、評議委員の罷免又は解散を請求することができる。

第29条 前項の請求があった場合、委員会はただちに請求の要旨を公表しなければならない。

第30条 第28条の請求があった場合、委員会は会員の投票に付さなければならない。

第31条 第28条のかかる役員または会は第30条の規定による罷免もしくは、解散投票においても過半数の賛成投票があった場合、その役を速やかに退かななければならない。

第10章 付則

第32条 本規定の改正は総会出席者の3分の2以上の同意による。

部・同好会 細則

第1章 部の設置

第1条 部は次の条件を満たし、代表者から執行委員会に設置申請がなされ、執行委員会において申請が不備や虚偽がなく部として活動することが適当であると認定した場合、評議委員会の決議を受け、これを設置する。

同好会として、1年以上日常活動をし、過去1年間特別の問題を起こさず、申請時点で運動関係ではその種目（個人と団体がある場合は団体）の競技に要する最低人員プラス3名以上、文化関係では10名以上の会員を有している。

第2条 部設置の申請をしようとする者は、4月10日から4月20日の間に、次の事項について文書で執行委員会に提出しなければならない。

- | | | |
|-----------------|--------------------|---------------|
| (1) 名称 | (2) 目的 | (3) 代表者名 |
| (4) 顧問名 | (5) 部員名簿 | (6) これまでの活動状況 |
| (7) 向こう1年間の活動予定 | (8) その他執行委員会の求める事項 | |

第2章 休部・廃部

第3条 執行委員会は次の場合、当該の部に対して、評議委員会の決議を受け、休部または廃部を命ずることができる。

- (1) 部員がない場合
- (2) 活動内容に重大な問題がある、または活動中に重大な不祥事を引き起こした場合

第3章 異議の申立て

第4条 生徒会員は部の設置・休部・廃部に関する執行委員会の決議に対して異議の申立てをすることができる。

第5条 異議の申立ては生徒総会において行うものとし、討論のうえ申立てに対し3分の2以上の賛成があった場合、執行委員会の取扱い、または評議委員会の決議はこれを破棄するものとする。

第4章 同好会

第6条 同好会は次の条件を満たし、執行委員会の承認を得た場合これを設置する。
同好者が5名以上あり、顧問を引き受ける教師がいること。

第7条 同好会設置の申請をしようとする者は、次の事項について文書で執行委員会に提出しなければならない。

- | | | |
|--------------------|-----------|---------------|
| (1) 名称 | (2) 目的 | (3) 代表者名 |
| (4) 顧問名 | (5) 加入者名簿 | (6) これからの活動予定 |
| (7) その他執行委員会の求める事項 | | |

第8条 同好会はその年度限りのものとする。したがって次年度も引き続き設置しようとする場合は4月10日から4月20日の間にあらためて申請しなければならない。

第9条 同好会に対しては生徒会の予算配当を行わないものとする。

第5章 付則

第10条 この細則に明示されない事項については評議委員会が判断する。

第11条 この細則の変更は評議委員会が行う。

生徒各種大会等出場規定

1 趣旨

この規定は学校代表として各種大会・研修等に参加する部・外局の参加を許可する一切についての基準と取り扱いを定めたものである。

2 出場参加承認の願出

(1) 生徒を出場参加させる場合、関係部局顧問は下記の書類を整えて原則として大会出場5日前までに生徒指導部長に提出しなければならない。

ア 大会関係公書（学校、顧問宛にきた大会実施要項記載文書）

イ 大会出場承認願（別紙様式1通、引率顧問、記入捺印）

ウ 参加依頼書（顧問捺印→保護者捺印→担任捺印→顧問）

エ 出張伺

(2) この手続きは、大会開催が日曜日等授業に影響のない場合であっても行い、承認を得なければならない。

(3) 生徒指導部は提出された書類を出場許可条件に照らして審議し、生徒指導部長を経て校長に答申する。

(4) 出場参加の承認を得た場合、承認願書は公示され、出場参加生徒はその期間公欠の取り扱いを受ける。

3 出場参加の条件及び許可

(1) 生徒の出場参加する各種大会は、教育関係団体（日本体育協会、これに加盟している競技団体、これらに準ずる競技団体、学校スポーツ団体及びそれらの下部組織団体）または教育関係機関（文部科学省、教育委員会等学校教育行政に関するもの）が主催しその責任において運営するもの及び関係学校において主催する対抗競技・交流（数校間の狭い範囲）、その他生徒指導部で適当と認めたものに限る。

(2) 代表者として出場参加を承認されるための条件は下記の通りである。

ア 素行は本校生徒としてふさわしい生活態度であること。特別指導中の生徒は出場できないものとする。

イ 学業成績及び出席率が次の基準以上であること。

(ア) 出席日数および各科目出席時数（公欠を除く）が共に80%以上であること。

(イ) 学習態度が良好であり、評価・仮評定1の科目が3つ以内であること。

ウ 身体状況は医師の診断によって健康に異常が認められないこと。

エ 保護者がその出場について同意していること。

オ それぞれの大会の規定する出場資格に欠けるところがないこと。

カ 各部・各局に所属登録しており顧問より推薦を得た者。

(3) 以上の条件を充足した場合は、顧問の推薦と申請によって生徒指導部会において審査し校長が許可する。

(4) 出場許可後、生徒としての行動に反する非行があった場合は大会期間中でも出場は取り消されることがある。

(5) 部活動中及び遠征において、暴力行為・喫煙等の不祥事があった場合、原則とし

て当該生徒の一定期間の部活動を停止させる。

4 出場参加の制限

(1) 出場回数

ア) 各種地区大会

3-(1)で定められた大会で、年5回以内とする。

イ) 遠征練習試合及び研修・交流

近隣地区学校との町外での練習試合及び研修・交流は年7回以内とする。引率については各種大会に準ずる。また、4-(1)-ア以外の地区大会には、この範囲内で参加することができる。ただし、その部の事情により変更する場合には、顧問の申請によって、生徒指導部会で審議し、校長が許可する。

<制限事項>

①遠征練習試合の場所の制限

遠征練習試合は渡島管内を基本とし、年7回の遠征練習試合のうち、管外への遠征練習試合は年2回までとする。

②遠征練習試合の回数の制限

上記①の回数とし、遠征練習試合の追加申請を認めない。

ウ) 各種全道大会及び全国大会の出場回数は全道大会4回、全国大会3回とする。
なお、この回数を超える申請が顧問よりなされた場合は、生徒指導部会で審議し、校長が許可する。

(2) 出場人数

ア) 各種地区大会は大会要項を基本にして、顧問に一任する。

イ) 全道大会

全道大会の出場は、各種地区大会において参加資格を得た者。ただし、参加校数が少ない場合は、審査のうえ、出場を認めることがある。

ウ) 全国大会

全国大会への出場は、全道大会において参加資格を得た者。

(3) 上記に定めるもの以外への大会参加は、生徒指導部会の審査のうえ認めることがありうる。

5 費用の負担

(1) 各部の旅費支給上限人数規定は、各種大会の要項を基本とする。なお、4-(3)に該当する生徒の参加については支出対象とする。

(2) 生徒会は次の表の基準により、参加費・交通費を負担する。ただし、金額が規定以上になった場合の超過額は参加生徒の個人負担とする。